

解雇撤回・J R 復帰の判決を求める要望書

東京地裁に引き続き東京高裁は、国鉄からJ Rへの採用に際して、国鉄当局が国鉄分割・民営化に反対する組合員を差別して不利益に扱う目的・動機で名簿不記載基準を策定したことを不当労働行為だと明確に認定しました。しかし、解雇撤回は認めようとしません。不当労働行為に対しては、解雇撤回・J R復帰が当然の結論です。最高裁が解雇撤回・J R復帰の判決を出すよう強く要請します。

(署名の送付先および問い合わせ先)

国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動／国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017

千葉市中央区要町2-8DC会館

電話043(222)7207

FAX043(224)7197

メール doro-chiba@doro-chiba.org

お名前	ご住所